

# 捕獲調査とその副産物について



(財)日本鯨類研究所

# 捕獲調査と副産物

日本は現在国際捕鯨取締条約第8条の特別採捕許可に基づき、南極海（1987年から）と北西太平洋（1994年から）において捕獲調査を実施しています。

この国際捕鯨取締条約第8条では、調査後の鯨体を可能な限り有効利用することが定められており、日本の捕獲調査では調査終了後の鯨体から副産物として鯨肉や歯須（鯨ベーコン）などを生産しています。

# 国際捕鯨取締条約第8条とは？

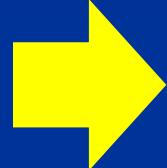
条約加盟国による科学調査を認めた条約。  
採集した鯨体の有効利用が  
義務づけられている。

(1) この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可書をこれに与えることができる。また、この条の規定による鯨の捕獲、殺害及び処理は、この条約の適用から除外する。各締約政府は、その与えたすべての前記の認可を直ちに委員会に報告しなければならない。各締約政府は、その与えた前記の特別許可書をいつでも取り消すことができる。

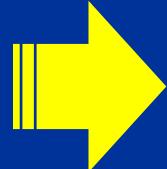
(2) 前記の特別許可書に基いて捕獲した鯨は、実行可能な限り加工し、また、取得金は、許可を与えた政府の発給した指令書に従って処分しなければならない。

# 鯨体の調査と副産物生産

採集した鯨体に対し、外部形態や脂皮厚の計測、胃内容物調査、各種組織の採取など様々な調査が実施されます。



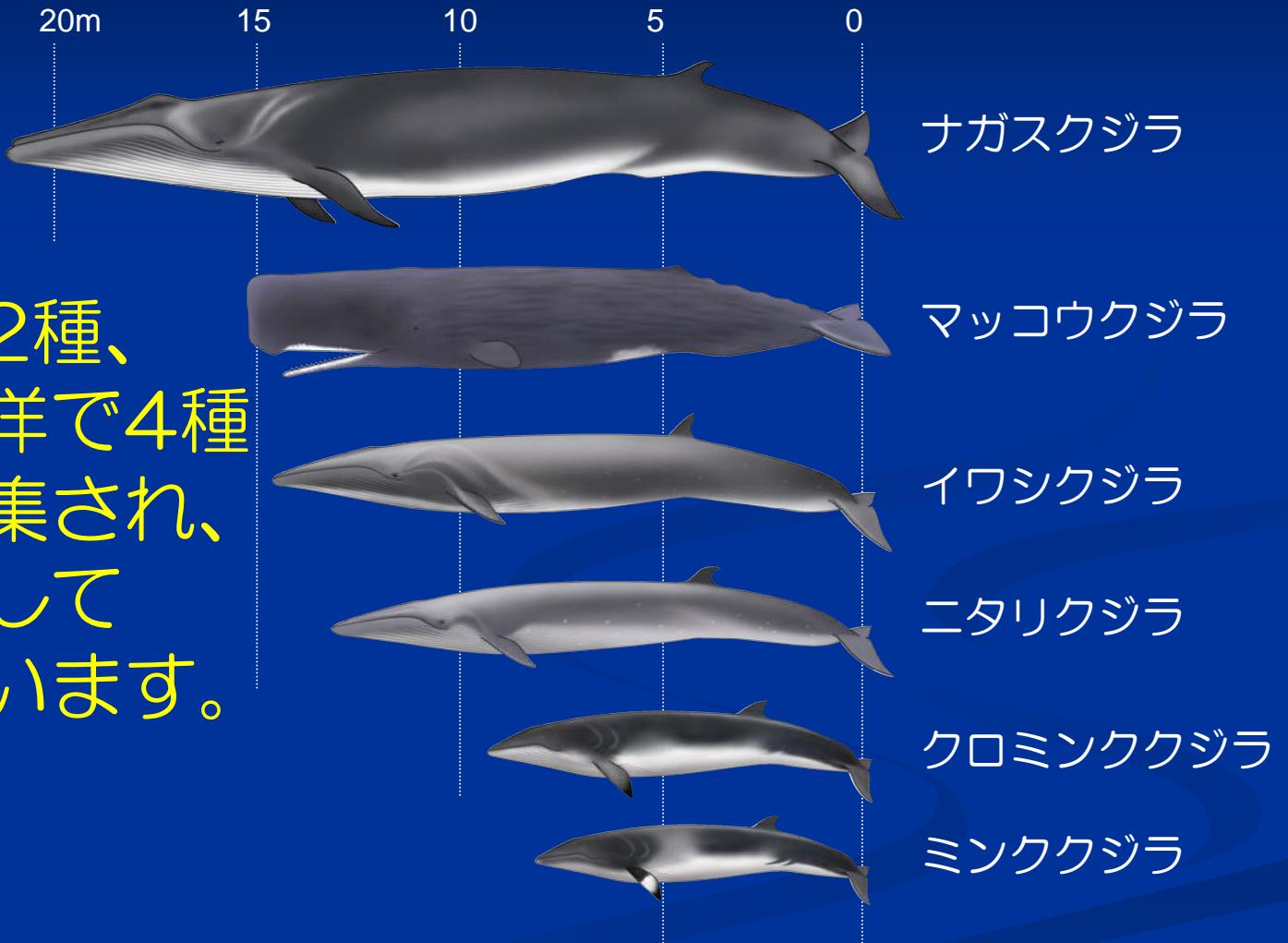
調査が終了した鯨体は、船上でさらに解体され、様々な副産物が生産されます。



生産された副産物は、日本各地の市場を通して消費者に提供されます。

# 日本の市場に流通する副産物

南極海で2種、  
北西太平洋で4種  
の鯨が採集され、  
副産物として  
流通しています。



これら全て合法的に採集されたものです

# 捕獲調査のシステム

捕獲調査  
の実施



調査研究  
活動



捕獲調査  
のシステム

副産物の  
生産販売



捕獲調査の  
成果についてはこちら

<http://www.icrwhale.org/pdf/09-A-4.pdf>

<http://www.icrwhale.org/pdf/09-A-5.pdf>

副産物の販売収入は次回の調査  
費用として使われます。



日本の捕鯨文化を守るために、積極的な  
鯨肉利用によるご協力を  
お願い致します。